産業構造審議会環境部会地球環境小委員会·中央環境審議会地球環境部会合同会合:Feb.07,2007

建築部門の温室効果ガス排出削減について

建築物の省エネルギー化の課題(業務系建築物を対象として)

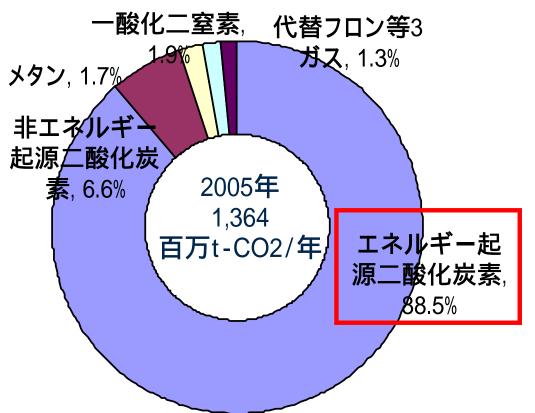
社団法人建築設備技術者協会理事
佐藤信孝(日本設計)

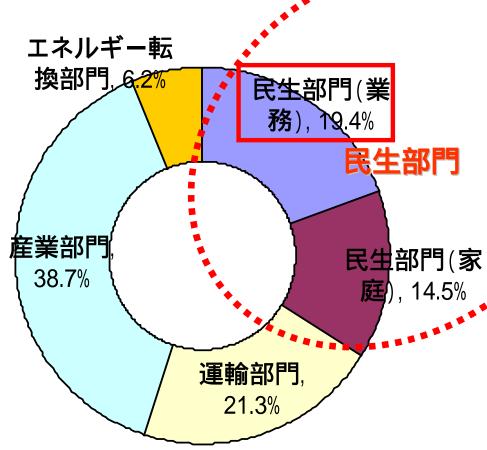
- 1.建築物の省エネ対策の現状
 - 2. 更に温室効果ガス排出を抑制するための

今後の課題

- (1)建築時の省エネ対策
- (2)建築後の運用対策
- 3.政策への提言
- (1)建築物環境配慮制度の実施体制の整備
- (2)テナントビルのエネルギー削減対策
- (3)都市部の再開発におけるエネルギーマネジメントの導入

温室効果ガスに占めるエネルギー 起源二酸化炭素の割合(2005年) 88.5% エネルギー起源二酸化炭素 の部門別割合(2005年) 民生(業務系19.4%)

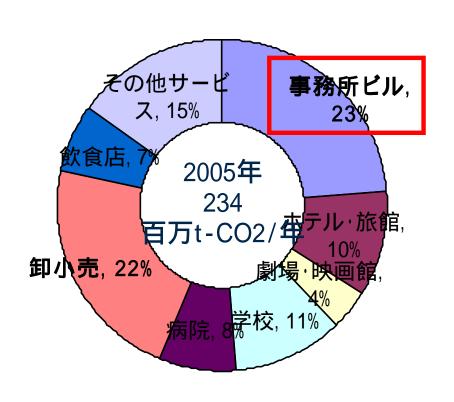




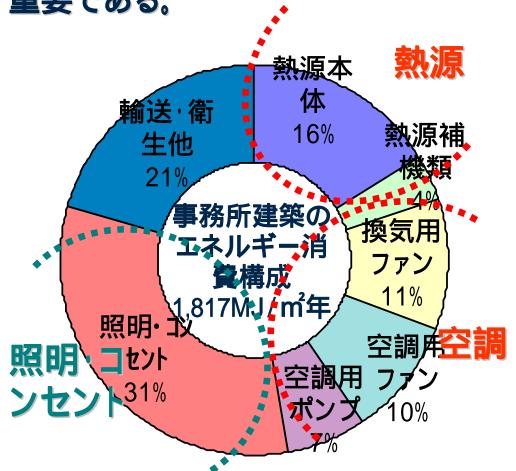
出典:2005年度の温室効果ガス排出量速報値

事務所建築におけるエネルギー消費の内訳

民生部門(業務)の中では、 事務所ビルと卸小売の排出 割合が大きい。



我が国の温室効果ガス排出量の要因分析 (平成18年11月)から作成 建築物のエネルギー消費の内、熱源・空調・照明・コンセントが大部分を占め、この部分の省エネルギー対策が極めて重要である。



事務所建築における消費エネルギーの標準的内訳 (建築設計資料集成10:IBEC講習会テキスト)から作成

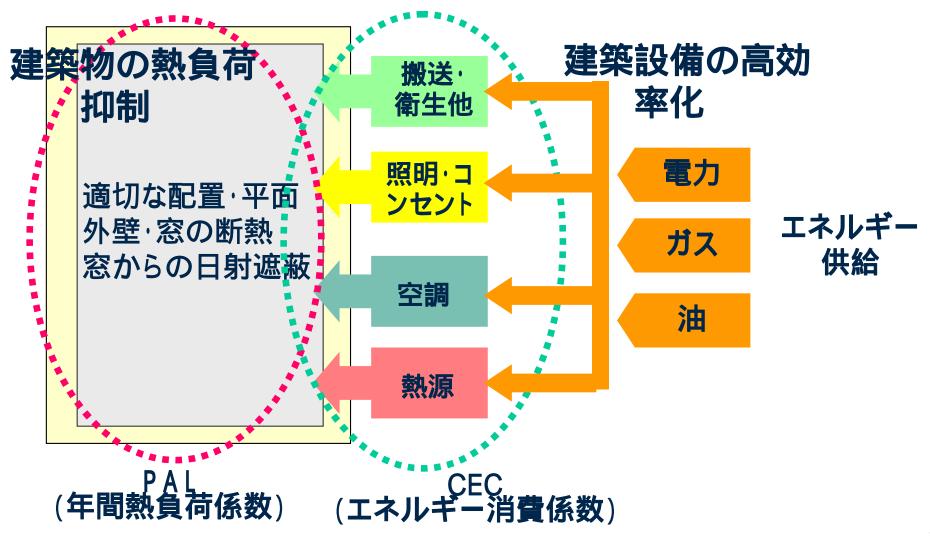
1. 建築物の省エネ対策の現状

省エネルギー法に関わる対策の概要と成果

建築物の省エネルギー基準(省エネ法)

建築物の断熱性能の基準: PAL (Perimeter annual Load)

建築設備の効率性能の基準: CEC (Coefficient of Energy Consumption)



業務用建築物の省エネ状況

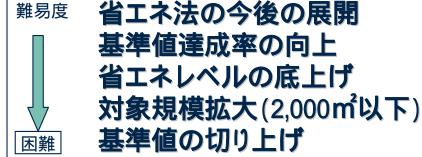
省エネ法適用の新築建築物

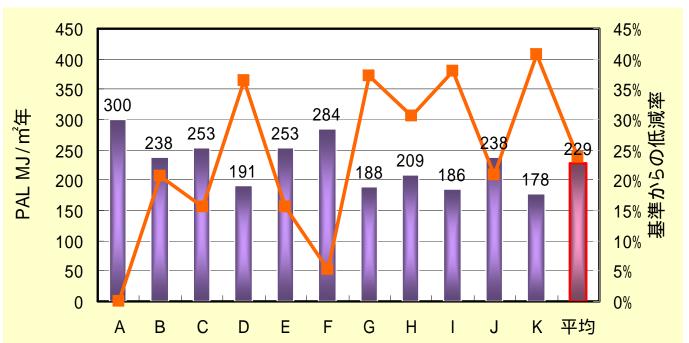
2,000㎡以上の特定建築物(省エネ法適用)においては、ほぼ80%の建築

物が基準値を達成している。

都内超高層建築物10例のデータを平 均化すると

PALの基準値に対する低減率は25% CEC-ACの基準値に対する低減率は22%





東京都内の大規模建築10例について 空気調和·衛生工学会誌(2004)より調査(日本設計) 本データは都心部のハイスペックビルを対象としたものであり、現状で考え うる省エネ手法はほぼ導入している。

気候条件の異なる地方においては、 基準値を満足することが難しいケースも ある。

- 1. 建築物の省エネ対策の現状
- 2. 更に温室効果ガス排出を抑制するための

今後の課題

- (1)建築時の省エネ対策
- (2)建築後の運用対策

3.政策への提言

- (1)建築物環境配慮制度の実施体制の整備
- (2)テナントビルのエネルギー削減対策
- (3)都市部の再開発におけるエネルギーマネジメントの導入

2.更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (1)建築時の対策から運用対策へ

建築物に係る省エネ法改正(2006.4)

- 1.2,000m以上の住宅・建築物の新築・増改築、外壁等の大規模修繕・模様替、空気調和設備等の設置・大規模改修時の省エネルギー措置の届出の義務付け。
- 2. 届出を行った住宅・建築物について, 定期報告書の提出。
- 3.2,000㎡以下の住宅・建築物における努力義務。

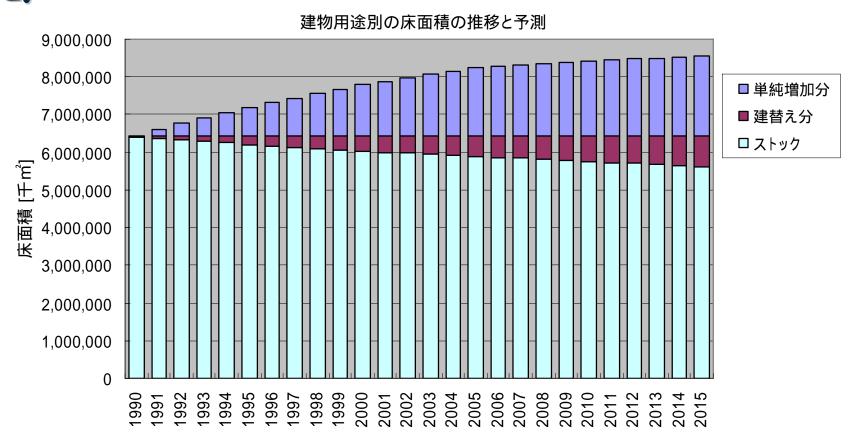
省エネ法の下に建て替が進行することにより、CO2削減が自然達成できるか?

日本の民間建築の建替え周期は短く、新築建築の省エネ化は有効であり。省エネ法の確実な実施が重要である。

省エネ性能の高い建築物は、必ずしもエネルギー消費が小さいと限らない。実効的な運用対策がより重要である。

2.更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (2)建築ストックと建替えの推計-2

建築ストックに占める新築建築物の割合 2015年度で見ると、1990年度基準で、新築建築の割合は約34%であった。



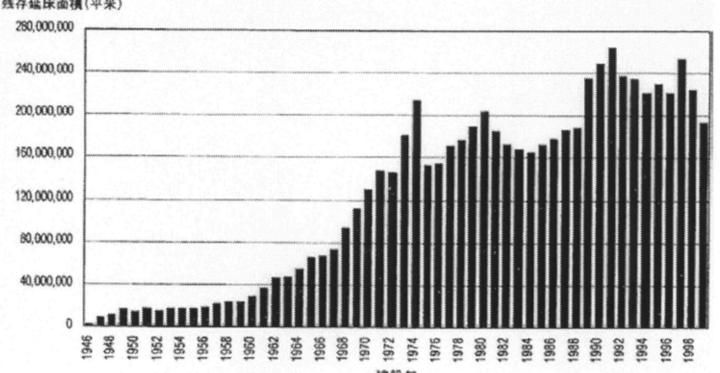
固定資産価格等の概要調書データを用い年度毎の建築物のストック面積を把握し、滅失 床面積の内訳は建築統計年報から想定する。2006年度以降は、住宅は世帯数の予測値より推計し、その他は2001~2005年度の一次回帰より推計した。(日本設計)

2 . 更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (2) 建築ストックと建督えの推計-3

国内の建築ストックの存在量に関する推計値に関して野城 よれば、2000年の建築物現存量を77億㎡として、1990年代以降建設が全 体の31%、1980年代以降の建設が全体の59%、1970年代以降のストックが 省エネ法制定が79年であるので民間建築ストックの約60% 84%を占める。 は、省エネ法適用建築物といえる。

このことは、日本の民間建築ストックは、築30年以下の比較的新しい建 築が大半を占めていることを示している。

の省エネ対策が有 効であることがわ かる。



2000年1月1日における現存建物ストック量(民間建築物)

野城智也:いま日本にはどの〈らいの建物ストックがあるかのか、BELCA NEWS88号、2004.1

2 . 更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (3)運用対策の重要性

建築物の生涯に亘る環境負荷(LCCO2)の内、運用段階のエネルギー消費に関わるCO2排出量は、排出総量の約7割を占めている。



LCCO2インベントリ分析

対策案で省エネ ルギーシステムを 導入することによ 基準案 り、エネルギー消 ■が削減される。 更に運転時間 対策案 の短縮や冷暖房 温度の緩和など 0.0 100.0 200.0 の運用対策により kg - CO2/年㎡ 削減が可能である。

300.0

図 LCA指針による建築物のLCCO2(4,800m²研究施設の場合)試算 (評価期間:100年、基準案に対し対策案は各種省エネルギー手法を導入した場合、基 準案:50年寿命、対策案:100年寿命)

2 . 更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (4)東京都地球温暖化計画書制度における省エネカルテ-1

東京都温暖化計画書制度

事業者自らが削減計画を立案する。

総括責任者、テクニカルアドバイザーなどの選任により推進体制 を整備する。

中間年度に実施状況を把握して、目標達成度を評価する。またその結果を公表する。

省エネカルテにより、対象ビルの省エネルギー度を確認し、更なる省エネ対策を誘導する。

A評価以上の事業者を優良事業者として公表する。

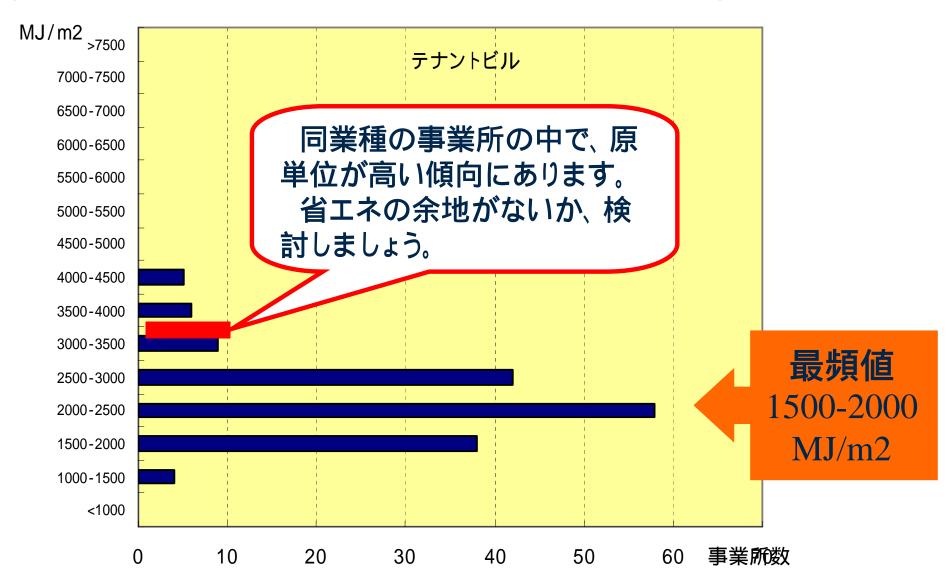


約1000事業所を対象にH14~16の基準排出量に対し、H21に は6%削減が見込まれており、制度効果が期待できる。

2. 更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題

(4)東京都地球温暖化計画書制度における省エネカルテ-2

エネルギー消費原単位の大きさ別事業所数 (電算室などの特殊用途を含まないテナントビル)

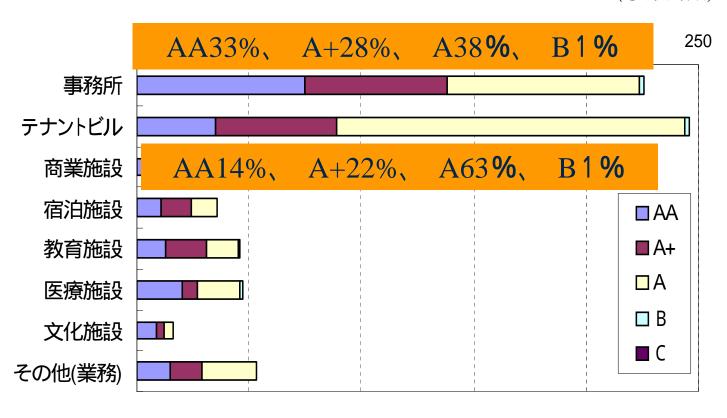


2. 更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題

(4)東京都地球温暖化計画書制度における省エネカルテ-3

評価別の事業所数(業務)

(事業所数)



テナントビル は事務所ビルに 比べて省エネ対 策が難しく、その 結果AAとA+の 評価が少ない。

最終評価	AA	目標対策 (目標削減率)が5%以上
	A+	目標対策 (目標削減率)が2%以上
一次評価	Α	該当する 基本対策を全て計画化
	В	該当する基本対策のち設備導入等対策が未計 画であるが、 運用対策は全て計画化
	С	計画化していない運用対策がある

2006.11(1,065)集計時点 東京都HPより

2.更に温室効果ガス排出を抑制するための今後の課題 (5)まとめ

1.建築時の省エネ対策

省エネ法の確実な実施 届出/報告からより細かい誘導・指導へ (大都市圏での取り組み(制度化)を地方へ拡大する)

2.建築後の運用対策

建築物単位のストックデータの整備 運用上のエネルギー消費を削減する工夫 建物使用者には、エネルギー消費の目標管理と評価手法の導入が 望まれる。

テナントビルにおけるエネルギー消費の削減 テナントのエネルギー消費に関しては、共益費での一律徴収から、 使用量に応じて負担する仕組みが必要である。



建築時の省エネ対策と建築後の運用対策の2面の対策が重要である。

- 1. 建築物の省エネ対策の現状
- 2. 更に温室効果ガス排出を抑制するための

今後の課題

- (1)建築時の省エネ対策
- (2)建築後の運用対策

3.政策への提言

- (1)建築物環境配慮制度の実施体制の整備
- (2)テナントビルのエネルギー削減対策
- (3)都市部の再開発におけるエネルギーマネジメントの導入

(1) 建築物環境配慮制度の実施体制の整備

1. 建築物環境配慮制度の実施体制の整備

新築建築物の環境配慮制度(CASBEEなど)が政令指定都市を中心に拡大中である。また東京都では既存ストック対策を中心とした地球温暖化対策制度が実施されている。これらの制度の普及拡大を図るとともに建築ストックのエネルギーデータベースの作成が求められる。

また建築物環境配慮制度を全国展開するには、建築環境行政を執行する体制の整備が必要であり、民間の協力システムの導入などの検討が必要である。

建築物の省エネ対策は、経験と専門知識を必要とし、高齢者が経験を生かして活躍できる領域である。

(2)テナントビルのエネルギー削減効策

2.テナントビルのエネルギー削減対策

テナントビルの場合、共用部は建築主の努力により省エネが可能であるが、残りの大部分はテナントによるエネルギー消費である。特に都心部の大規模ビルには、外資系、IT系、金融系のテナントが多く入居し、高負荷、長時間使用が要因でエネルギー消費原単位も大きくなる傾向が見られる。

一般に専有部の空調にかかる費用負担は、定時間内は定額の共益 費で請求される場合が多く、テナントの省エネ努力が還元されない ケースが多い。使用量に応じたエネルギー費の支払いなど不動産 の貸し方基準や取引システムの見直しを誘導する施策が望まれる。 (これは廃棄物にも共通の問題である)



テナントと建物所有者が一体でエネルギー削減を進める制度化 テナントにエネルギー使用の報告・削減を義務付ける制度化など₁₈

(4)都市部の再開発におけるエネルギーマネジメントの導入

3. 都市部の再開発におけるエネルギーマネジメントの導入

エネルギー需要密度の高い都市部において、エネルギーの利用 効率を向上させ、環境負荷の低減を図っていくことは重要な課題 である。都市計画のマスタープランには計画地域全体のエネル ギーマネジメント(CO2マネジメント)を促進する制度の導入などの 検討が必要である。

エネルギーマネジメントは、ハードシステムの導入にこだわらず、 地域協議会において、CO2排出削減の合意形成を図り、ガイドラインの策定やエネルギーインフラや設備管理などの運営組織を共同 運営する方式も考えられる。